# 人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲） （昭和四十一年人事院規則一七―〇）

#### 第一条（管理職員等の範囲）

法第百八条の二第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表上欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表下欄に掲げる職員とする。

#### 第二条

各省各庁の長は、管理職員等以外の者が管理職員等になつたとき、又は管理職員等が管理職員等以外の職員になつたときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならない。

#### 第三条（組織の変更等についての通知）

各省各庁の長は、別表に掲げる組織に改廃があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の官職の改廃若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事院に通知しなければならない。

# 附則（昭和六〇年三月三〇日人事院規則一七―〇―一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年六月二九日人事院規則一七―〇―二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一一月三〇日人事院規則一七―〇―三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一二月二一日人事院規則一七―〇―四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年三月一〇日人事院規則一七―〇―五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年六月二七日人事院規則一七―〇―六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年一一月二九日人事院規則一七―〇―七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年三月二〇日人事院規則一七―〇―八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年六月三〇日人事院規則一七―〇―九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年一一月三〇日人事院規則一七―〇―一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年三月一五日人事院規則一七―〇―一一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年六月三〇日人事院規則一七―〇―一二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年一一月三〇日人事院規則一七―〇―一三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年三月一五日人事院規則一七―〇―一四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年六月三〇日人事院規則一七―〇―一五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一一月三〇日人事院規則一七―〇―一六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年三月一五日人事院規則一七―〇―一七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年七月一六日人事院規則一七―〇―一八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年九月二九日人事院規則一七―〇―一九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年一二月二五日人事院規則一七―〇―二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年三月一五日人事院規則一七―〇―二一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年六月二九日人事院規則一七―〇―二二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年九月三〇日人事院規則一七―〇―二三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年一二月二五日人事院規則一七―〇―二四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年三月二五日人事院規則一七―〇―二五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年六月三〇日人事院規則一七―〇―二六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年九月三〇日人事院規則一七―〇―二七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成四年一二月二五日人事院規則一七―〇―二八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年三月二五日人事院規則一七―〇―二九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年六月三〇日人事院規則一七―〇―三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年九月三〇日人事院規則一七―〇―三一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年一二月二四日人事院規則一七―〇―三二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月二五日人事院規則一七―〇―三三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年六月三〇日人事院規則一七―〇―三四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年九月三〇日人事院規則一七―〇―三五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年一二月二六日人事院規則一七―〇―三六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年三月二四日人事院規則一七―〇―三七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年六月二九日人事院規則一七―〇―三八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年九月二八日人事院規則一七―〇―三九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成七年一二月二五日人事院規則一七―〇―四〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年三月二五日人事院規則一七―〇―四一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年六月二五日人事院規則一七―〇―四二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年九月二五日人事院規則一七―〇―四三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一二月二五日人事院規則一七―〇―四四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年三月二五日人事院規則一七―〇―四五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年六月二五日人事院規則一七―〇―四六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年九月二五日人事院規則一七―〇―四七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年一二月二五日人事院規則一七―〇―四八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年三月二五日人事院規則一七―〇―四九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月三〇日人事院規則一七―〇―五〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年九月二五日人事院規則一七―〇―五一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月二二日人事院規則一七―〇―五二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年三月一九日人事院規則一七―〇―五三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年六月二五日人事院規則一七―〇―五四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月二四日人事院規則一七―〇―五五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二四日人事院規則一七―〇―五六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月二四日人事院規則一七―〇―五七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年六月二六日人事院規則一七―〇―五八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年九月二八日人事院規則一七―〇―五九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二五日人事院規則一七―〇―六〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日人事院規則一七―〇―六一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年六月二九日人事院規則一七―〇―六二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年九月二五日人事院規則一七―〇―六三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年一二月二五日人事院規則一七―〇―六四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年三月二五日人事院規則一七―〇―六五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年六月二五日人事院規則一七―〇―六六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年九月三〇日人事院規則一七―〇―六七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月二五日人事院規則一七―〇―六八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年三月二八日人事院規則一七―〇―六九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年六月二五日人事院規則一七―〇―七〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年九月二五日人事院規則一七―〇―七一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一二月二五日人事院規則一七―〇―七二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二五日人事院規則一七―〇―七三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年六月二五日人事院規則一七―〇―七四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年九月二四日人事院規則一七―〇―七五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一六日人事院規則一七―〇―七六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月一五日人事院規則一七―〇―七七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年六月二〇日人事院規則一七―〇―七八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年九月二二日人事院規則一七―〇―七九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月二一日人事院規則一七―〇―八〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二二日人事院規則一七―〇―八一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年六月二二日人事院規則一七―〇―八二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年九月二二日人事院規則一七―〇―八三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一二月二二日人事院規則一七―〇―八四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年三月一六日人事院規則一七―〇―八五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年六月二二日人事院規則一七―〇―八六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年九月二一日人事院規則一七―〇―八七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一二月二一日人事院規則一七―〇―八八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年六月二七日人事院規則一七―〇―八九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年九月一九日人事院規則一七―〇―九〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月一九日人事院規則一七―〇―九一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年三月一九日人事院規則一七―〇―九二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年六月二六日人事院規則一七―〇―九三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年九月一八日人事院規則一七―〇―九四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年一二月一八日人事院規則一七―〇―九五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年三月一九日人事院規則一七―〇―九六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年六月二五日人事院規則一七―〇―九七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年九月二四日人事院規則一七―〇―九八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一二月一七日人事院規則一七―〇―九九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年六月二四日人事院規則一七―〇―一〇〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年九月二八日人事院規則一七―〇―一〇一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月一六日人事院規則一七―〇―一〇二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月二一日人事院規則一七―〇―一〇三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年六月二七日人事院規則一七―〇―一〇四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年九月二六日人事院規則一七―〇―一〇五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一二月一九日人事院規則一七―〇―一〇六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年四月一日人事院規則一―五九）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 第十一条（雑則）

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

# 附則（平成二五年七月一九日人事院規則一七―〇―一〇七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年九月二七日人事院規則一七―〇―一〇八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一二月二〇日人事院規則一七―〇―一〇九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年三月二〇日人事院規則一七―〇―一一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年八月七日人事院規則一七―〇―一一一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年九月二五日人事院規則一七―〇―一一二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年一二月一九日人事院規則一七―〇―一一三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年三月二〇日人事院規則一七―〇―一一四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年六月二六日人事院規則一七―〇―一一五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年九月一六日人事院規則一七―〇―一一六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一二月一七日人事院規則一七―〇―一一七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年三月一六日人事院規則一七―〇―一一八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年七月八日人事院規則一七―〇―一一九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年九月二三日人事院規則一七―〇―一二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月一六日人事院規則一七―〇―一二一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月一二日人事院規則第一七―〇―一二二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月一二日人事院規則一七―〇―一二三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一二月二〇日人事院規則一七―〇―一二四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月四日人事院規則一七―〇―一二五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一〇月三日人事院規則一七―〇―一二六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一二月一九日人事院規則一七―〇―一二七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二六日人事院規則一七―〇―一二八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年七月一〇日人事院規則一七―〇―一二九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年九月二五日人事院規則一七―〇―一三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一八日人事院規則一七―〇―一三一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年三月一八日人事院規則一七―〇―一三二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年九月八日人事院規則一七―〇―一三三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一〇月三〇日人事院規則一七―〇―一三四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月一五日人事院規則一七―〇―一三五）

この規則は、公布の日から施行する。

* １  
  この表の職員欄に掲げる職員は、法律若しくは政令で設置されている官職又は府令、省令、人事院規則、会計検査院規則その他組織に関する定めにより令和二年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。
* ２  
  この表中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。